

環 対 第 1216 号
令和 5 年 2 月 13 日

新潟県アスベスト対策連絡会議 構成員各位
(民間団体)

新潟県環境局環境対策課長

石綿事前調査の徹底について（依頼）

日頃より、県のアスベスト対策に係る施策の推進について、格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

大気汚染防止法と石綿障害予防規則のそれぞれ改正法令が施行され、アスベスト含有成形板等を含む全ての石綿含有建材が規制対象となりました。

また、令和 4 年 4 月から事前調査結果の報告、令和 5 年 10 月からは資格者等による事前調査の義務付けなど、順次施行されているところです。

しかしながら、今年度に入ってから、別添のとおり十分な事前調査がされないまま工事が開始された事案が複数発生しました。

つきましては、再度、（別添 1）の 1～4 のとおり事前調査を徹底するよう、貴団体の会員に対して周知くださるようお願いいたします。

【別添資料】

- (別添 1) 事前調査の徹底について
- (別添 2) 新潟県内における建築物解体等の作業に係る不適正事案（概要）
- (別添 3) 建築物等の解体等における石綿使用の事前の調査及び調査結果の掲示のお願い

【参考資料】

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和 3 年 3 月）（令和 4 年 3 月訂正事項を反映）」
(厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課)

※下記アドレスよりダウンロード願います。

<https://www.env.go.jp/content/900396898.pdf>

担当：大気環境係 鈴木、荒川

Tel：025-280-5155（直通） Fax：025-280-5166

E-mail：ngt030320@pref.niigata.lg.jp